

論稿を基にしており、それは本書の学術水準の高さを示している。

## 序 章

第一章 千葉県学務当局の「自由教育」に対する「支持」と「統制」——一九二〇年代前半における地方教育行政の基盤——

第二章 一九二六年地方官官制改正と「自由教育」への統制

第三章 「自由教育」統制策としての郷土教育の展開——千葉県学務当局の「教育の郷土化」施策を中心に——

第四章 千葉県教育会会长選任問題——千葉県学務当局の教育会改革——

第五章 千葉県小学教育研究所創設にみる教員統制

第六章 総力戦体制下の教員統制の構図——『千葉県初等教育綱領』の制定・実施過程——

## 結 章

資料編

あとがき

索 引

第一章では、1920年代前半に「自由教育」が普及した要因が、従来指摘してきた学務当局の「支持」ではなく、実践レベルで不介入の姿勢が取られてきたことによることが明らかにされている。そのことは、学務当局が自ら教育方針を策定して公立校を監督指導するだけの行政基盤がなかったことを意味する。したがって、「自由教育」に対する「統制」は、先行研究が示してきたような理念と実践をめぐる対立から生じたのではなく、「自由教育」普及の問題点を県会から指摘され、学務当局が行政基盤の脆弱性を自覚したことによって開始されたのである。

第二章では、1926(大正15)年の地方官官制改正により、従前県下の教育状況を把握してきた郡長・郡視学という中間機関が失われ、学務当局が直接的に教育施策の地域への浸透を可能とする基盤が成立し、「自由教育」に見られる新しい教育実践の試みが後退させられ、「小学校教育改善要項」という統制策に転換をしていくことが明らかにされている。

第三章では、1930年代前半における学務当局による「教育の郷土化」施策は、「自由教育」が普及

山田 恵吾 著

## 『近代日本教員統制の展開

地方学務当局と小学校教員社会の関係史』

船寄 俊雄(神戸大学)

\*

教育史研究とは現在の我々が抱えている教育問題の解決へ向けての息の長い応答である、と考える評者にとって、本書はその見本のような著作である。これが最初の読後感である。

本書の問題意識なるものが明示的に書かれているわけではないので、多分に評者の推測を交えるが、その初発は、「結章」のほぼ最末尾に書かれている次のようなことであったに違いない。

戦後教育の対立図式を代表する「文部省対日教組」という枠組みは、表面的にはすでに消滅している。しかし、これは教員社会に対する統制が薄弱になったということではないし、教員の専門性と自律性が充分に保障されているということでもない。それどころか、文科省の教育政策の動向や地方教育行政当局の「指導助言」に敏感に呼応して、その方向性に沿う限りで自己の専門性と存在意義を示そうとする傾向が現在の教員社会にある(249頁)。

著者は、この問題意識を胸の奥底に沈めて、1920年代から40年代前半にかけての千葉県教育界を冷静に「定点観測」する。

＊＊

本書は、「二〇〇七(平成一九)年二月二八日に筑波大学より学位を授与された博士論文『近代日本における教員統制に関する研究——千葉県学務当局の教育施策の展開過程からみた——』に加筆し、修正し」(299頁)て出来上がった。

目次は次のとおりである。紙幅が許さないので節名と項名は省略した。序章、第四章、第六章、結章以外の章は、地方教育史学会(第一章)、本学会(第二章)、教育史学会(第三章)、日本教育史研究会(第五章)の機関誌にそれぞれ掲載された

した県下の初等教育状況の克服であったことが明らかにされている。その施策の特徴は 2 点あった。第 1 点は、学務当局が教育実践の方向性を明確に示したことである。各校が提出した出品物を学務当局が直接評価・指導し、そのうち少数を褒賞し、地域の公立校をモデル校に選定した。このような手法は、「自由教育」からの転換を強く印象づけることとなった。第 2 点は、その転換が権力的にではなく、児童の活動性の重視、郷土の具体的な教材の開発、郷土に根ざした学校経営という教師の専門性に依拠しながら行われたことである。

第四章では、1931（昭和 6）年から翌年にかけて表面化した県教育会会长選任問題を素材として、1926（大正 15）年の官制改正によって廃止された郡役所が担っていた機能を代替させるべく、学務当局が県会や教育会の地元勢力との確執を克服して県教育会を掌握していったことが明らかにされている。

第五章では、1933（昭和 8）年に設置された千葉県小学教育研究所が単に教員に対する思想統制機関ではなく、そこでの研修を校長への順路の中に組み込み、学務当局の監督指導体制を支える人材を積極的に養成する場所であったことが明らかにされている。

第六章では、1938（昭和 13）年に戦時教育の基本方針として公布された「千葉県初等教育綱領」の実施にあたり、学務当局はそれを実践に移していく具体的内容をとりたてて指示しないという曖昧で責任逃れの姿勢に終始するが、指定研究校制が有効に働き、時に教育現場の主体性が過剰なまでに發揮され実施されたことが明らかにされている（例えば鈴木源輔が校長を務めた東金尋常高等小学校の「神棚教育」）。

\* \* \*

本書の学術的な貢献は、何より「教員統制」という概念の設定にある。設定に際し著者は、1920 年代から 40 年代前半にかけての日本教育を対象とする先行研究を子細に検討し、その問題点として、「政策一運動」の対立図式で把握される傾向が強く、その図式的把握では、教員の自律的な教育実践や教育労働運動とそれを抑圧・弾圧する政府・文部省との衝突や事件に研究者の注目が集まりがちになり、「抑圧・弾圧を伴わない、事件性の乏しい教員社会と教育行政当局との関係性や教員の日常の職務と教育実践・教育研究に対する統制

には充分に光が届かない」と指摘する（13 頁）。

「教員統制」概念をこのように捉え、著者は、学務当局、師範学校（附属小学校）、教育会、県会、地域社会などと教員社会の関係性を軸とする歴史的過程の分析へ向かう。その分析は一貫している。近現代日本の教員史に関心をもつ評者は、教育行政方針に対し過剰なまでに同調する教師たちの「主体性」の調達を可能とした教育行政システムに、研究的な関心を払わなければならないということを学んだ。

と同時に、そこに若干の疑問も抱いた。紙幅が許さないので一点だけ指摘したい。それは、著者が引用する清水康幸の言説（203 頁）に関わることである。清水は、寺崎昌男・編集委員会共編『近代日本における知の配分と国民統合』（第一法規、1993 年、405 頁）において、1930 年代から 40 年代の教育実践について「官僚統制に身を委ねることを習い性としてきた教育実践現場では、これまた学問動向とはおかまいなしに、為政者の掲げるスローガンに忠実に従い、あるときは先走ってまで政策を押し上げた」と指摘しているという（203 頁）。これについて著者は、「身を委ねることを習い性」とし、「先走ってまで政策を押し上げる」ような「為政者」と教員社会の関係性はそれまで決して自明のことではなく、本書がその成立過程を解明したと述べている。本書で扱われる時代は 1920 年代から 40 年代前半だからそれが成立過程ということになるのだが、果たしてそうなのだろうかというのが評者の疑問である。「身を委ねること」「忠実に従うこと」「先走ってまで政策を押し上げる」という教師の官僚的体質は、もっと以前からあるし、もっと根深いものなのではないか。学務当局が方針を明示しないことが県下の教員を不安に陥らせ、結果として教師が「無理ナ教育」をすることになっているから、教育行政としての方針を明示せよと木村康哉は述べているが（227 頁）、そこには県の方針を待っている教師たちの姿が浮かんでくる。

本書の意義は、教師たちを舞い躍らせる舞台装置（システム）を作るのに腐心する教育行政の姿を描き出した点にあるが、自ら舞台を作らずお上に作らせ舞い踊ってしまう教師たちの体質の解明が必要であったのではないか。ただしそれは、本書の次の課題としてあるのかもしれない。